

特例中小企業者認定要領

(平成 29 年 10 月 25 日 20171023 中庁第 1 号)

(認定申請)

- 1 中小企業者が、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号。以下「法」という。）第 2 条第 6 項の規定により「特例中小企業者」であることについての認定を受けようとするときは、別記様式（例）による認定申請書 2 通を、その中小企業者の住所地を管轄する市町村長又は特別区長に対して提出するものとする。（この場合、認定申請書に記載された事項について、その事実を証する書面等があれば添付するものとする。）

(認定)

- 2 市町村長又は特別区長は、認定申請書に記載された内容を審査の上、申請者が法第 2 条第 6 項に該当するものであることを認めるときは、当該申請書 1 通の下欄に次のように記載して認定を行うものとする。

「番 号」

年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注) 本認定書の有効期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

認定者名

印

(認定の有効期間)

- 3 認定の有効期間は、当該認定を証明する認定書の発行の日から起算して 30 日とする。

(認定基準)

- 4 認定に当たっては、次の各号に該当すること。
 - (イ) 金融取引に支障を来しているもので、金融取引の正常化を図るため、資金調達が必要となっているもの。
 - (ロ) 法第 2 条第 6 項の規定による経済産業大臣が認める日以降において、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたことによる我が国の中小企業に係る著しい信用の収縮が全国的に生じていることに起因して、原則として最近 1 か月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して 15%以上減少しており、かつ、その後 2 か月間を含む 3 か月間の売上高等が前年同期に比して 15%以上減少することが見込まれること。